る。）

算式

$$\frac{(a-b)\times 0.25}{c}\times\frac{1}{11.272}$$

｛(a－b)×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

2　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

⑴　公立保育所在籍人員数　その年の四月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告によつてこども家庭庁に報告された「第九　保育所・在所者」の「入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑵　公立幼保連携型認定こども園在籍人員数　その年の四月分としてこどもの福祉と保健に関する状況報告によつてこども家庭庁に報告された「第十　幼保連携型認定こども園・在所者」の「入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑶　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　「子ども・子育て支援制度における園児数等に係る調査について」（令和七年四月十一日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和七年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和七年

る。）

算式

$$\frac{(a-b)\times 0.25}{c}\times\frac{1}{9,588}$$

｛(a－b)×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

2　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

⑴　公立保育所在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑵　公立幼保連携型認定こども園在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑶　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　「子ども・子育て支援制度における園児数等に係る調査について」（令和六年四月十二日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和六年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和六年